

# ムサビ生の研究者としてのマナー

学生の皆さんも研究活動を行う時は研究者としてみなされます。  
「研究者」としての自覚をもち、研究に対する誠実さを忘れずに、  
正確さや客観性を大切にして責任ある研究活動を意識して取り組みましょう。

## 研究活動の不正行為とは

### ねつ造

存在しないデータ、研究結果等を作成すること。

例：実施していないアンケート調査の回答結果を作成し、それを根拠資料とした論文を発表した。

### 改ざん

研究試料、研究に使用する機器または研究の過程を変更する操作を行い、データや研究活動によって得られた成果等を真正でないものに加工すること。

例：仮説にあった実験データが得られなかったため、一部のデータを削除することで仮説にあったグラフを作成した。

### 盗用

他の研究者のアイデア、分析、解析方法、データ、研究成果、論文または用語を当該研究者の了解、あるいは適切な表示をせずに流用すること。

例：インターネット上で見つけた他人の文章をコピーアンドペーストし、引用元を記載せず、自分の論文として提出した。



これら3種類の不正行為は、文部科学省の研究活動における不正行為への対応等に関するガイドラインの中で「特定不正行為」と位置付けられています。  
また、上記以外でも、研究者の行動規範及び社会通念に照らして研究者倫理からの逸脱の程度が甚だしいものも研究不正行為に該当する可能性があります。

## 公的研究費の不正使用とは

### カラ出張

実態の伴わない出張旅費を支払わせること。

例：出張依頼先から旅費を受給したのに、大学にも同じ出張の旅費請求を行い、二重に旅費を受領する。  
出張を変更、中止したのにその届け出を行わず、不正に旅費を受領する。

### カラ謝金

実態の伴わない謝金や賃金を支払わせること。

例：実際には勤務していない作業時間を出勤簿に記載して請求し、不正に賃金を受領する。

ムサビ生の皆さんも「学生だから知らなかった」  
「学生だから許されると思った」は通用しません！

### 研究活動の不正行為及び 研究費の不正使用に係る告発・相談窓口

武蔵野美術大学 総務グループ総務チーム  
〒187-8505 東京都小平市小川町1-736  
Tel: 042-342-6021 Fax: 042-342-6453